

軽微な変更の工事の追加について

2025年12月

産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

目次

1. 「軽微な変更の工事」とは	--- 3
2. 「軽微な変更の工事」の追加について（方向性）	--- 9
3. 【工室等内】床材の取替えの工事	--- 10
4. 【火薬庫内】出入口（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事	--- 11
5. 【火薬庫内】窓（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事	--- 12
6. 【工室等外・火薬庫外】土堤の堤面の改造の工事	--- 13
7. 【工室等外・火薬庫外】簡易土堤の頂部の改造の工事	--- 14
8. 【火薬庫外】覆土の表面の変更（取替え・改造）の工事	--- 15
9. 【火薬庫外】放爆用トンネル開口部上部の金網の取替えの工事	--- 16

1. 「軽微な変更の工事」とは

- 製造業者が、製造施設の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、経済産業大臣等の許可を受ける必要がある。（火薬類取締法第10条第1項）
- また、火薬庫の構造又は設備を変更しようとする者は、都道府県知事等の許可を受ける必要がある。（火薬類取締法第11条第1項）
- ただし、いずれの場合も経済産業省令で定める「軽微な変更の工事」をしようとするときは、この限りでないとされている。（火薬類取締法施行規則第8条第1項及び第14条第1項に列記）
- 「軽微な変更の工事」とは、工事完成後に遅滞なく届出され、その届出により法令の要件を満たしているのかを確認することで十分であると考えられるもの。
- 具体的には、製造施設や設備、火薬庫の構造や性能に大きな影響を与えないものであって、次の二つの要件を満たす変更の工事のこと。
 - ア) 技術基準の要求事項が明確又は設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能又は性能が基本的に維持可能な工事
 - イ) 客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事

(参考) 現在軽微な変更の工事が認められているもの（工室等内及び火薬庫内①）

	工室等内（※）		火薬庫内	
	取替えの工事	改造の工事	取替えの工事	改造の工事
消火設備（自動消火設備、消火器等）	-	-		
温湿度調整装置（無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置）	-	-		
スプリンクラー（無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置）	-	-		
出入口（扉、錠その他の部材）	2006年追加	-	-	-
窓（扉、錠その他の部材）	2006年追加	-	-	-
内面（建築材料）	-	-	2024年追加	-
暖房設備	2000年追加	-	2000年追加	-
パラフィン槽	-	-		
照明設備	2000年追加	2024年追加	2000年追加	2024年追加
掲示（火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項）	-	-		

※工室等内とは、工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の内をいう。

取替えの工事とは、性能に関する方式や能力等に変更がないものへ取替える工事をいう（必ずしも同一の型式である必要はない。また、技術上の基準に適合するように維持するため設備等の一部を修理する場合には変更許可や軽微な変更の工事の届出は不要。）。

取替えの工事と改造の工事を合わせて「変更の工事」という。

(参考) 現在軽微な変更の工事が認められているもの（工室等内及び火薬庫内②）

	工室等内（※）		火薬庫内	
	取替えの工事	改造の工事	取替えの工事	改造の工事
火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備	-	-		
硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備	-	-		
火薬類又はその原料を加圧する設備	-	-		
静電気除去設備（静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置）	2006年追加	-		
可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置	2000年追加	-		
加湿装置	-	-		
乾燥台	-	-		
火薬類を放冷するための設備	-	-		
警鳴装置（盜難を防止するための措置）			2024年追加	2024年追加

※工室等内とは、工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の内をいう。

取替えの工事とは、性能に関する方式や能力等に変更がないものへ取替える工事をいう（必ずしも同一の型式である必要はない。また、技術上の基準に適合するように維持するため設備等の一部を修理する場合には変更許可や軽微な変更の工事の届出は不要。）。

取替えの工事と改造の工事を合わせて「変更の工事」という。

(参考) 現在軽微な変更の工事が認められているもの（工室等外及び火薬庫外①）

	工室等外（※）		火薬庫外	
	取替えの工事	改造の工事	取替えの工事	改造の工事
火薬類の製造所である旨の標識	-	-		
掲示（爆発又は発火に関し必要な事項）	-	-		
境界柵（危険区域が明確に判別できるような措置）	-	-		
警戒設備（警戒札その他）	-	-		2000年追加
空地（火災による延焼を防止するための措置）	-	-	-	-
消火設備（貯水池、貯水槽、消火栓等）	-	-	-	-
壁（建築材料）	-	-	-	-
通気孔（地盤面からの湿気を防止するための措置）			2000年追加 ※金網及び鉄棒	-
換気孔			2000年追加 ※金網及び鉄棒	-
天井裏又は屋根の金網（盜難を防止するための措置）			-	-
屋根の外面			2000年追加	-
避雷装置			-	-

※工室等外とは、工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の外をいう。

取替えの工事とは、性能に関する方式や能力等に変更がないものへ取替える工事をいう（必ずしも同一の型式である必要はない。また、技術上の基準に適合するように維持するため設備等の一部を修理する場合には変更許可や軽微な変更の工事の届出は不要。）。

取替えの工事と改造の工事を合わせて「変更の工事」という。

(参考) 現在軽微な変更の工事が認められているもの（工室等外及び火薬庫外②）

	工室等外（※）		火薬庫外	
	取替えの工事	改造の工事	取替えの工事	改造の工事
土堤	2000年追加 ※堤面	-	2000年追加 ※堤面	-
簡易土堤	2000年追加 ※頂部	-	2000年追加 ※頂部	-
防爆壁	-	-	-	-
防火壁	-	-	-	-
原動機	2000年追加			
温湿度調整装置	2000年追加			
手押し車	2000年追加			
照明設備	-	-	2000年追加	
警鳴装置（盜難を防止するための措置）			2000年追加	
覆土			-	-
放爆用トンネルの地上開口部			-	-
水位計、自動給水装置			-	-

※工室等外とは、工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の外をいう。

取替えの工事とは、性能に関する方式や能力等に変更がないものへ取替える工事をいう（必ずしも同一の型式である必要はない。また、技術上の基準に適合するように維持するため設備等の一部を修理する場合には変更許可や軽微な変更の工事の届出は不要。）。

取替えの工事と改造の工事を合わせて「変更の工事」という。

(参考) 現在軽微な変更の工事が認められているもの（その他）

1. 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事 (**2024年追加**)
2. 製造施設又は設備の撤去の工事 (2006年追加)

※取替えの工事とは、性能に関する方式や能力等に変更がないものへ取替える工事をいう（必ずしも同一の型式である必要はない。）。

2. 「軽微な変更の工事」の追加について（方向性）

- これまで、製造施設や設備において認められている「変更の工事」のうち火薬庫では認められていないもの、逆に、火薬庫において認められている「変更の工事」のうち製造施設や設備では認められていないもの、工室等外又は火薬庫外の設備であって、下記、ア) 及びイ) の条件を満足することが確認できるものは、「軽微な変更の工事」として追加することとしてはどうか。
 - ア) 技術基準の要求事項が明確又は設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能又は性能が基本的に維持可能な工事
 - イ) 客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事
- 具体的には、以下の変更の工事について、「軽微な変更の工事」として追加することとしたい。

工室等内	火薬庫内
<ul style="list-style-type: none">床材の取替えの工事	<ul style="list-style-type: none">出入口（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事窓（扉、錠その他部材に限る。）の取替えの工事
工室等外	火薬庫外
<ul style="list-style-type: none">土堤の堤面の改造の工事 ※取替えの工事は既に軽微な変更の工事として認められている。簡易土堤の頂部の改造の工事 ※取替えの工事は既に軽微な変更の工事として認められている。	<ul style="list-style-type: none">土堤の堤面の改造の工事 ※取替えの工事は既に軽微な変更の工事として認められている。簡易土堤の頂部の改造の工事 ※取替えの工事は既に軽微な変更の工事として認められている。覆土の表面の取替え及び改造の工事放爆用トンネル開口部上部の金網の取替えの工事

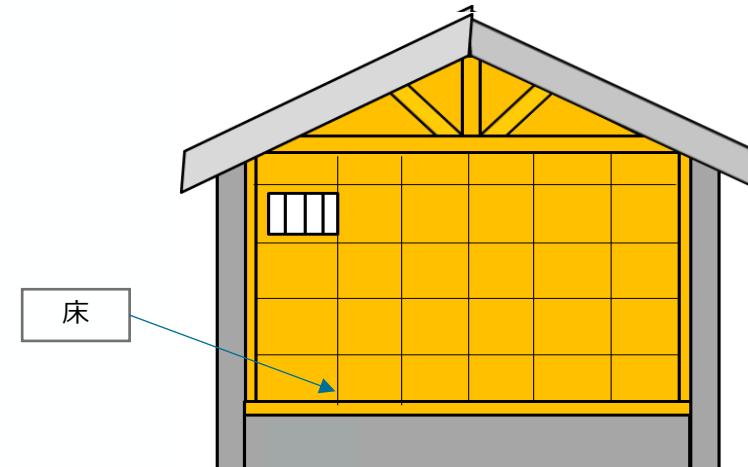
3. 【工室等内】床材の取替えの工事

- 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずることとされている（火薬類取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条第1項第12号ハ）。
- 具体的には、「床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料」であることとされている（火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。））。
※電気雷管の製造所又は信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所にあっては、前述に加え、床材として「木板」を使用することができる。
- 工室等内の床材の取替えの工事は、既に軽微な変更の工事として認められている火薬庫の内面の建築材料（※1）の取替えの工事と同様に、基本的考え方の「ア）設備の構造が単純」に該当し、さらに安全に係る工事の条件（※2）を付すことにより、「イ）客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加することとしたい。

（※1）火薬庫の内面は、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用することとされており（施行規則第24条第7号）、当該材料は例示基準において「木板」とされている。また、火薬庫内面の建築材料の取替えの工事は、工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたものは軽微な変更として認められている（施行規則第14条第1号ハ）。

（※2）安全に係る工事の条件

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 工事の際見張人を配置すること。
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。



図：工室等

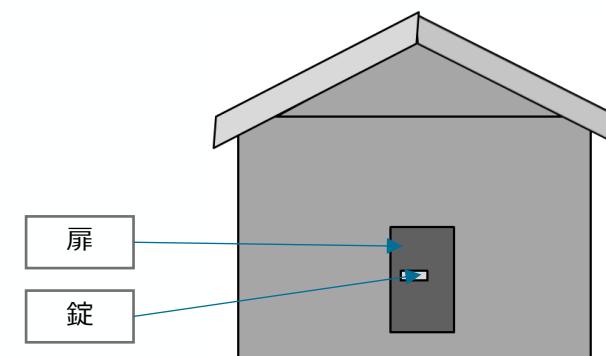
4. 【火薬庫内】出入口（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事

- 火薬庫の出入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずることとされている（施行規則第24条第1項第4号）。
- 具体的には、外扉は厚さ3mm以上の鉄板とし、内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格（JIS）K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項の基準に適合すること（内扉には錠を使用することのみ規定）とされている（例示基準）。
- 火薬庫の出入口（扉、錠その他の部材に限る。）は日本産業規格（JIS）において基準が明確であり、基本的考え方の「ア）技術基準の要求事項が明確」に該当するとともに、火薬庫の出入口（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事は、既に軽微な変更の工事として認められている工室等内の出口（扉、錠その他の部材）（※1）の取替えの工事と同様に、基本的考え方の「ア）設備の構造が単純」に該当し、安全に係る工事の条件（※2）を付すことにより、「イ）客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加することとした。

（※1）危険工室の出口の扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとすることとされており（施行規則第4条第1項第11号口）、当該材質は例示基準において「直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮等とすること」とされている。工室等内の出口（扉、錠その他の部材）の取替えの工事は軽微な変更の工事として認められている（施行規則第8条第1号二）。

（※2）安全に係る工事の条件

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 工事の際見張人を配置すること。
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。



図：火薬庫

5. 【火薬庫内】窓（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事

- 火薬庫の窓は、盜難及び火災を防止するための措置を講ずることとされている（施行規則第24条第1項第5号）。
- 具体的には、①地盤面から1.7m以上の高さとすること、②10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込むこと、③外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えることとされている（例示基準）。
- 火薬庫の窓（扉、錠その他の部材に限る。）の取替えの工事は、既に軽微な変更の工事として認められている工室等内の出口（扉、錠その他の部材）（※1）の取替えの工事と同様に、基本的考え方の「ア）設備の構造が単純」に該当し、安全に係る工事の条件（※）を付すことにより、「イ）客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加することとしたい。

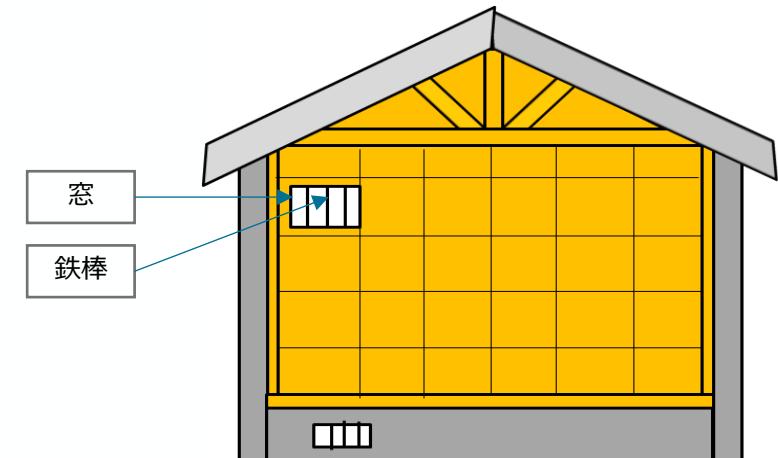
（※1）危険工室の窓に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとすることとされており（施行規則第4条第1項第11号口）、当該材質は例示基準において「直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮等とすること」とされている。

（※2）安全に係る工事の条件

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。

2. 工事の際見張人を配置すること。

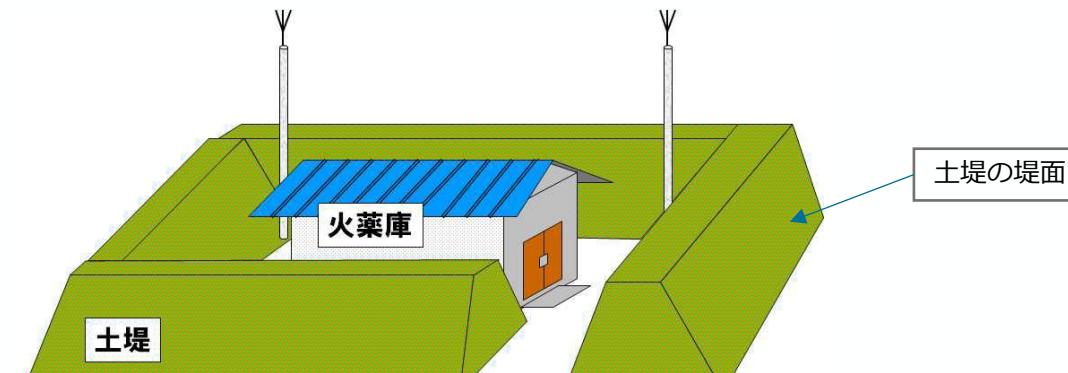
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。



図：火薬庫

6. 【工室等外・火薬庫外】土堤の堤面の改造の工事

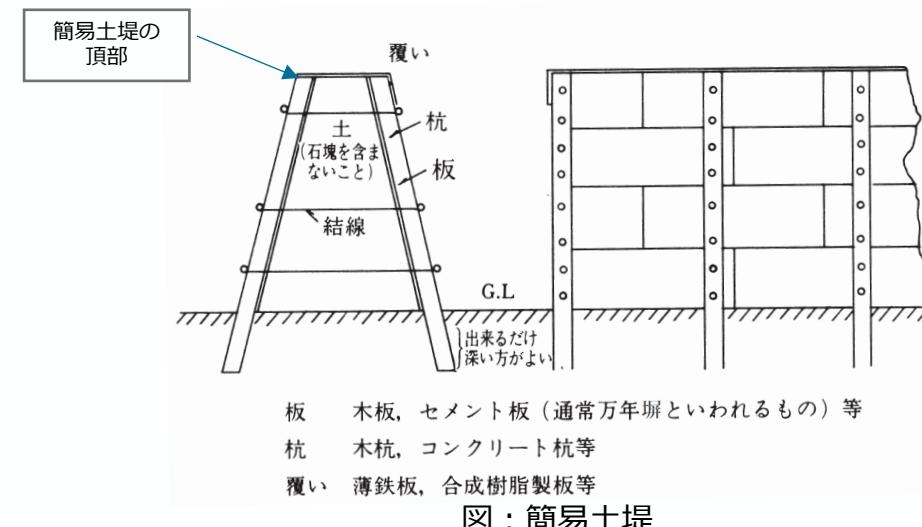
- 土堤の堤面は、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置を講ずることとされている（施行規則第31条第8号）。
- 具体的には、土堤の堤面を①芝草類、②セメントモルタル、③布製型枠（セメントモルタルを使用するものに限る。）のいずれかで被覆することとされている（例示基準）。
- 土堤の堤面を被覆するものを例示基準で示されている別のものへ変更したとしても、土堤の崩壊を防止するための機能を有することには変わりなく、火薬類の爆発の際軽量の飛散物であることには変わりない。
- また、土堤の堤面を被覆するものを例示基準で示されている別のものへ変更することにより工事内容が変更となつたとしても、土堤は工室等外又は火薬庫外の設備であり、工事内容に起因して直ちに火薬類の災害に繋がることは想定されにくい。
- 従つて、土堤の堤面の改造の工事は、既に軽微な変更の工事として認められている土堤の堤面の取替えの工事と同様に、基本的考え方の「ア) 技術基準の要求事項が明確かつ設備の構造が単純」、「イ) 客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加することとしたい。



図：土堤

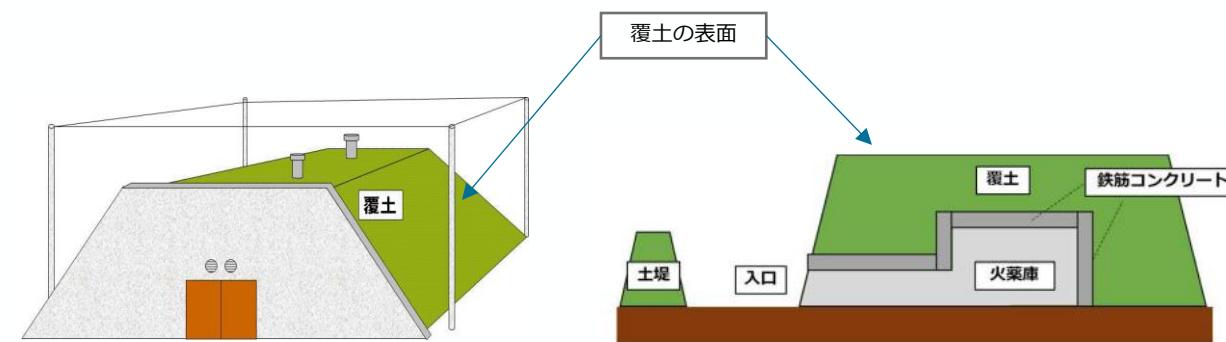
7. 【工室等外・火薬庫外】簡易土堤の頂部の改造の工事

- 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずることとされている（施行規則第31条の2第3号）。
- 簡易土堤の頂部を覆うもの（木板等）は、雨水の浸入を防止するだけでなく、火薬類の爆発の際軽量の飛散物であることが求められることから、それらの要件を満たすもの（例えば、薄木板や合成樹脂板、薄鉄板等）を今後例示基準に追加することとしたい。
- その上で、簡易土堤の頂部を覆うものを雨水の侵入による土の流出を防止し、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる別のものへ変更することにより工事内容が変更となつたとしても、簡易土堤は工室等外又は火薬庫外の設備であり、工事内容に起因して直ちに火薬類の災害に繋がることは想定されにくく。
- 従つて、簡易土堤の頂部の改造の工事は、既に軽微な変更の工事として認められている簡易土堤の頂部の取替えの工事と同様に、基本的考え方の「ア）技術基準の要求事項が明確かつ設備の構造が単純」、「イ）客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加することとしたい。



8. 【火薬庫外】 覆土の表面の変更（取替え・改造）の工事

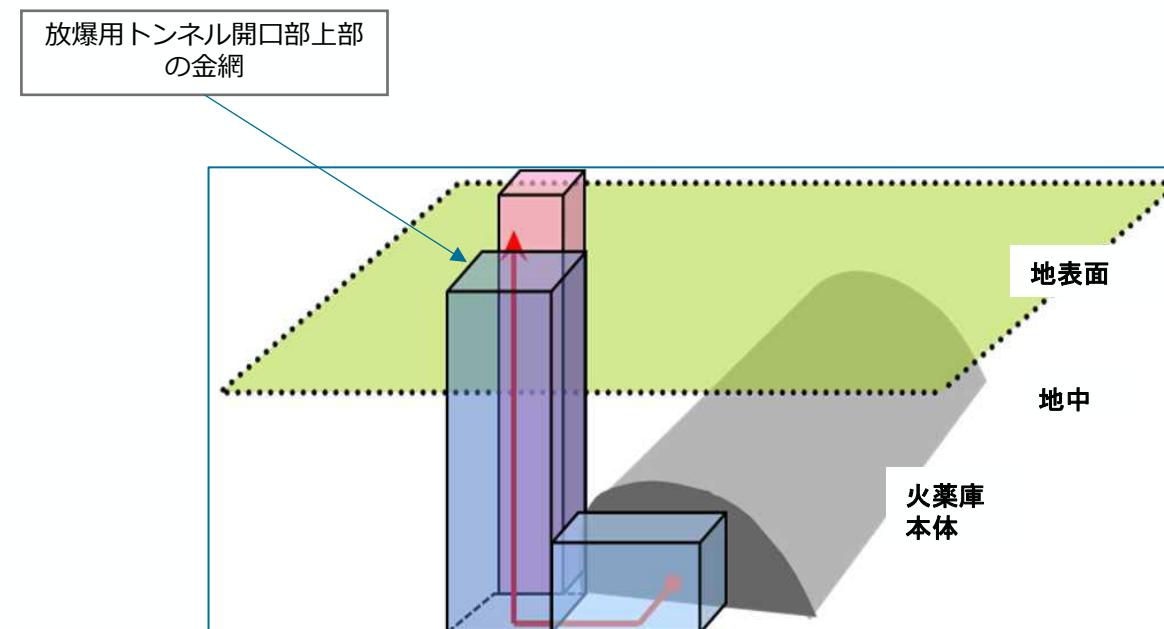
- 地上覆土式一級火薬庫の覆土の表面は、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずることとされている（施行規則第24条の2第5号）
- 具体的には、覆土の表面を「芝草類」で被覆することとされているが（例示基準）、土堤の堤面と同様（※）、セメントモルタルや布製型枠（セメントモルタルを使用するものに限る。）で被覆したとしても、覆土の崩壊を防止できることに加え、それらは火薬類の爆発の際軽量の飛散物であることから、今後例示基準に追加することとしたい。
(※) 土堤の堤面は、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置を講ずることとされており（施行規則第31条第8号）、例示基準において、土堤の堤面を①芝草類、②セメントモルタル、③布製型枠（セメントモルタルを使用するものに限る。）のいずれかで被覆することとされている。
- その上で、覆土の表面を被覆するものを、覆土の崩壊を防止し火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる別のものへ変更することにより、工事内容が変更となつたとしても、覆土は火薬庫外の設備であり、工事内容に起因して直ちに火薬類の災害に繋がることは想定されにくい。
- 従つて、覆土の表面の取替え・改造の工事は、既に軽微な変更の工事として認められている土堤の堤面の取替えと、追加を検討している改造の工事と同様に、基本的考え方の「ア）技術基準の要求事項が明確かつ設備の構造が単純」、「イ）客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加すること



図：地上覆土式一級火薬庫

9. 【火薬庫外】放爆用トンネル開口部上部の金網の取替えの工事

- 地下式一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上部には、盜難を防止するための措置を講ずることとされている（施行規則第25条の2第7号ハ）。
- 具体的には、「金網」を張ることとされている（例示基準）。
- 放爆用トンネル開口部上部の金網の取替えの工事は、既に軽微な変更の工事として認められている通気孔又は換気孔の金網の取替えの工事と同程度の工事内容であり、基本的考え方の「ア）設備の構造が単純」、「イ）客観的にみて災害の原因とはなりにくい変更工事」と整理出来ることから、軽微な変更の工事に追加することとしたい。



図：地下式一級火薬庫